

わたしたちの国民年金

日本に住所がある20歳以上60歳未満の人は全員国民年金の加入者です

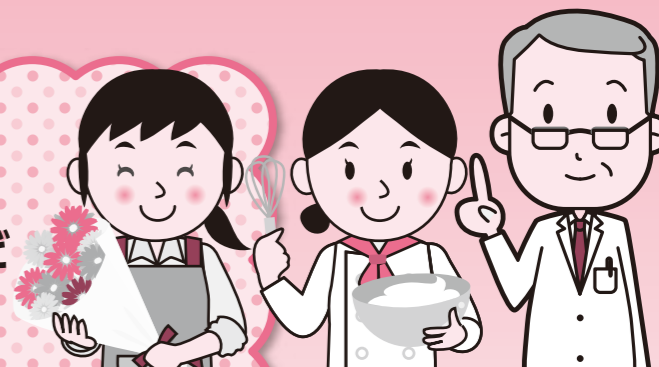
加入者（被保険者）は、必ず加入しなければならない次の3種類と希望して加入できる任意加入に分けられます。

第1号被保険者

自営業者、自由業、学生など

第1号被保険者の届出は
安城市役所国保年金課へ

保険料月額…16,610円(令和3年度)



第2号被保険者

会社員や公務員など
(厚生年金や共済年金の加入者)

第2号被保険者の届出は
勤め先へ

第3号被保険者

会社員や公務員に扶養
されている配偶者

第3号被保険者の届出は
配偶者の勤め先へ



任意加入

- 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- 海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- 受給資格のない65歳以上70歳未満の人で受給資格を得るまで(昭和40年4月1日以前生まれの人)

届出を忘れずに

就職や退職、結婚などにより被保険者の種別が変わったときは、その都度届出が必要です。うっかり忘れて未納期間をつくらないように、必要な書類などをお問い合わせのうえ、必ず届出をしてください。

保険料は忘れずに納めましょう

保険料は、日本年金機構から送付される納付案内書で各金融機関・コンビニエンスストア（一部取扱いを行っていないところもあります。）などで納めてください。

お得で便利な口座振替をおすすめします!!

お申込み方法 申込み用紙は、年金事務所、金融機関または市役所年金係の窓口で用意してありますので、納付書、預貯金通帳及び届出印をお持ちになって、お申込みください。

参考 口座振替納付・現金納付比較
★1ヶ月保険料…令和3年度16,610円(令和4年度 16,590円)

	口座振替	納付書
2年前納	382,550円(15,850円割引)	383,810円(14,590円割引)
1年前納	195,140円(4,180円割引)	195,780円(3,540円割引)
6ヶ月前納	98,530円(1,130円割引)	98,850円(810円割引)
当月末振替	16,560円(50円割引)	16,610円

※「2年前納」「1年前納」の申込み受付は毎年2月末までです。今お申込みされますと、令和4年度開始になります。

年金に関する届出は

※届出の内容によって届出先が異なりますのでご注意ください。

こんなとき	種別	届出先	届出に必要なもの
就職したとき (厚生年金・共済組合に加入)	1号→2号 3号→2号	勤務先	年金手帳など(勤務先にご確認ください。)
退職したとき(本人)	2号→1号	市役所	マイナンバーカードまたは年金手帳、退職日の確認できる証明書
退職したとき(被扶養配偶者)	3号→1号	市役所	年金手帳など(配偶者の勤務先にご確認ください。)
配偶者の扶養になったとき	1号→3号 2号→3号	配偶者の勤務先	年金手帳など(配偶者の勤務先にご確認ください。)
配偶者の扶養から外れたとき	3号→1号	市役所	マイナンバーカードまたは年金手帳、扶養から外れた日の確認できる証明書
任意加入するとき	1号	市役所	マイナンバーカードまたは年金手帳、預貯金通帳及び届出印
出産するとき	1号	市役所	マイナンバーカードまたは年金手帳、母子健康手帳(出産前に申請する場合) ※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係のわかる書類
保険料を納めることが困難なとき	1号	市役所	マイナンバーカードまたは年金手帳 ※学生納付特例の場合は学生証(コピー可)または在学証明書(原本)
年金手帳をなくしたとき	1号 2号 3号	市役所 勤務先 配偶者の勤務先	マイナンバーカードまたは本人確認ができるもの (2号の方は勤務先、3号の方は配偶者の勤務先にご確認ください。)

留学などで海外へ転出するときは

海外へ転出する時は、国民年金をやめるか引き続き任意加入するか選択し、市役所年金係の窓口へ届出をしてください。

任意加入期間中の病気やケガなどで定められている障害（障害等級の1級・2級）の状態になったときは、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金の対象となります。

年金額を増やしたい方は

①付加保険料を納める（保険料1ヶ月400円）

第1号被保険者の人は、希望により利用できます。

月々の保険料に付加保険料を足して納めると老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

※国民年金基金加入者は、付加保険料を納めることはできません。

②年金を満額に近づけたい

年金額を満額に近づけたい人は、65歳になるまで任意加入することができます。

保険料を支払うことが困難な場合

※新型コロナウイルス感染症の影響による減収で保険料の納付が困難になった場合も、免除・納付猶予制度の申請が可能です。

免除制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難なとき、申請して認められると、保険料の納付が免除される制度があります。申請者本人、申請者の配偶者、世帯主のいずれもが、前年所得などの定められた基準に該当することが要件です。

学生納付特例制度

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合、申請して認められると、在学中の保険料の納付を猶予することができます（非対象校もあります）。

納付猶予制度

50歳未満の人で、経済的な理由などで保険料の納付が困難なとき、申請して認められると、保険料の納付を猶予することができます。申請者本人、申請者の配偶者のそれぞれが、前年所得などの定められた基準に該当することが要件です。

平成26年4月の法改正により、納付していない2年1か月前まで遡って申請できるようになりました。

免除期間等	年金の受給資格期間には	老齢基礎年金の計算には	後から保険料を納めることは
全額免除期間	受給資格期間に入ります	2分の1が反映されます	10年以内なら納めることができます。 後から保険料を納めることにより、保険料免除、納付猶予、学生納付特例を受けずに保険料を納めていた方と同じように年金額の計算に反映されます。
4分の3免除期間	受給資格期間に入ります	8分の5が反映されます	
半額免除期間	受給資格期間に入ります	4分の3が反映されます	
4分の1免除期間	受給資格期間に入ります	8分の7が反映されます	
学生納付特例期間	受給資格期間に入ります	反映されません	
納付猶予期間	受給資格期間に入ります	反映されません	

※後から保険料を納める場合、2年度を経過すると当時の保険料に加算額がつきます。

※免除期間等が平成21年3月以前の老齢基礎年金の計算は、全額免除は3分の1、4分の3免除は2分の1、半額免除は3分の2、4分の1免除は6分の5が反映されます。

国民年金にはこんな給付があります

国民年金にはあなたを支える3つの基礎年金があります。

老齢基礎年金

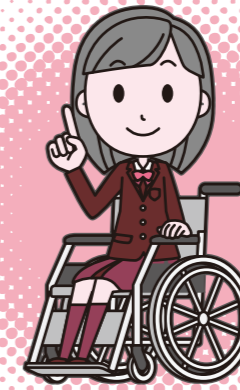
（令和3年度）
満額で **780,900円/年**
※加入可能年数を完納した場合



- 国民年金保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が原則として
- 10年以上ある人が、65歳になってから受給
-
-
-

障害基礎年金

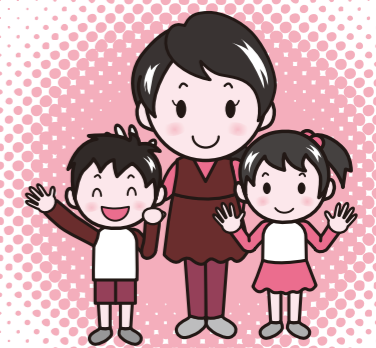
（令和3年度）
1級▷**976,125円/年**
2級▷**780,900円/年**



- 国民年金加入中の病気やケガで障害が残ったときや、20歳前の事故
- やケガなどで定められている障害（障害等級の1級・2級）の状態になった場合に支給
-
-
-

遺族基礎年金

（令和3年度）
配偶者と子1人の場合 **1,005,600円/年**
子1人のみの場合 **780,900円/年**



- 国民年金の加入中または老齢基礎年金の受給資格（原則として25年）を満たした人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳に達した年度末まで（障害のある子の場合は20歳になるまで）支給
-
-
-
-

※障害年金、遺族基礎年金の受給には納付要件があります。

※令和元年10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まりました。この制度についてのお問合せはねんきんダイヤル（0570-05-1165）へ。

第1号被保険者の独自給付

寡婦年金

老齢基礎年金を受けるはずだった夫が何の年金も受けずに死亡したとき、その妻（婚姻期間10年以上）に60歳から65歳になるまでの間支給

死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡したとき、生計を同一にしていた遺族に支給

「ねんきんネット」をご利用ください

「ねんきんネット」は、ご自身の年金加入記録等を確認できる便利なサービスです。ご自宅のパソコンから、日本年金機構のホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）で利用登録してご利用いただけます。